

令和5年8月24日

令和5年

第9回米子市教育委員会定例会議案

米子市教育委員会

令和5年第9回米子市教育委員会定例会議案

目 次

議案第41号 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点
検・評価について

議案第42号 米子市指定有形文化財の指定に係る米子市文化財保護審
議会への諮問について

議案第43号 米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規
則の一部を改正する規則の制定について

議案第 4 1 号

令和 4 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・
評価について

令和 4 年度教育に関する事務の管理及び執行状況について、地方教
育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第
2 6 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり点検・評価する。

令和 5 年 8 月 2 4 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

議案第 4 2 号

米子市指定有形文化財の指定に係る米子市文化財保護 審議会への諮問について

米子市文化財保護条例（平成 1 7 年米子市条例第 7 7 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる文化財を米子市指定有形文化財に指定するため、同条第 2 項の規定により米子市文化財保護審議会に諮問する。

令和 5 年 8 月 2 4 日

米子市教育委員会

有形文化財（歴史資料）

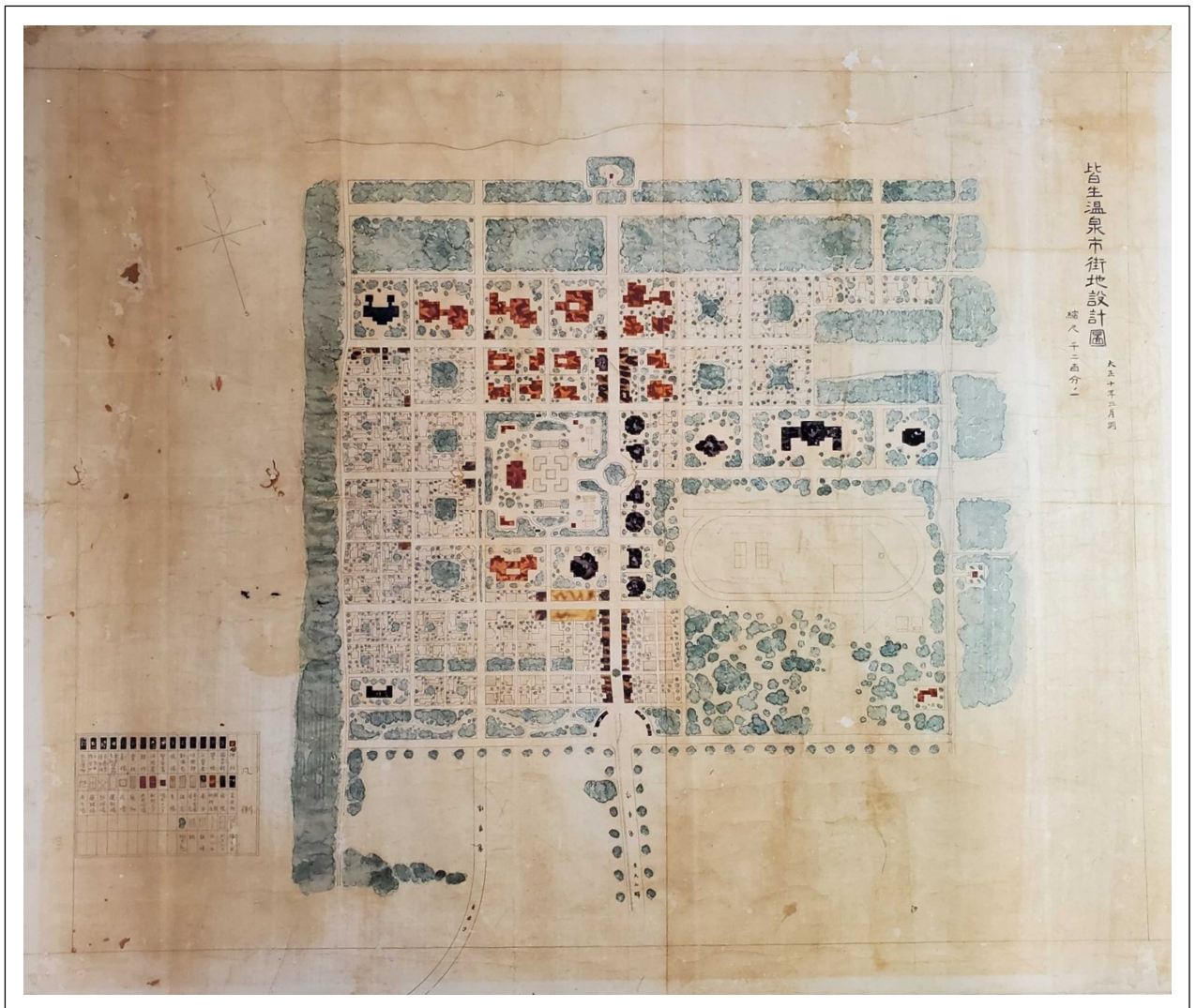
区分	種別	名称	所在地	数量	所有者
新規指定	有形文化財	皆生温泉市街地設計図（折下吉延作製）	米子市皆生温泉一丁目 1 8 番 1	1 枚	皆生温泉観光株式会社

令和5年度米子市文化財指定文化財候補の概要について

区分	種別	名称	所在地	数量	所有者・管理者
新規指定	有形文化財 (歴史資料)	皆生温泉市街地設計図 (折下吉延作製)	米子市皆生温泉 一丁目18番1	1枚	皆生温泉観光株式会社

【資料解説】(かいけおんせんしがいちせつけいず おりしもよしのぶさくせい)

地方振興の一環として皆生温泉開発に着手した有本松太郎は、単なる温泉開発でなく都市計画を含む一大温泉郷開発を志した。その構想を具体的に示したのが「皆生温泉市街地設計図」であり、当時、国立公園・公園計画の第1人者であった内務省技師・折下吉延(おりしもよしのぶ 1881～1966)に依頼して、大正10(1921)年に作製されたものである。本図は、その後の街路、市街区画、公園等都市計画の骨組みとなっており、皆生温泉のなりたちを物語る重要な歴史資料である。



皆生温泉市街地設計図 (縦 761 mm、横 905 mm)

議案第 4 3 号

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則の
一部を改正する規則の制定について

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和 5 年 8 月 2 4 日

米子市教育委員会

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
 米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、米子市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の一部を米子市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることに關し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(事務の委任)</u></p> <p><u>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</u></p> <p>(1)～(15) [省略]</p> <p>(委任事務の処理の特例)</p> <p><u>第3条 [省略]</u></p> <p><u>(臨時代理)</u></p> <p><u>第4条 教育長は、第2条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、委員会の会議を招集する時間的余裕がないとき、又は委員会の会議が成立しないときは、当該事務</u></p>	<p><u>米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>(教育長に対する事務の委任)</u></p> <p><u>第1条 米子市教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を米子市教育委員会教育長（次条において「教育長」という。）に委任する。</u></p> <p>(1)～(15) [省略]</p> <p>(委任事務の処理の特例)</p> <p><u>第2条 [省略]</u></p> <p>[新設]</p>

を臨時に代理することができる。
2 教育長は、前項の規定により同項の事務を臨時に代理したときは、当該事務の処理の状況について、次の委員会の会議において委員会に報告しなければならない。

備考 表中の [] の記載は、注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第43号参考資料

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

(改正理由)

教育委員会の権限に属する事務について緊急に処理する必要がある場合において、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、教育長は、当該事務を臨時に代理することができることとするため、所要の整備を行おうとするものです。

(改正内容)

- 1 題名を次のように改めることとする。
米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
- 2 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることに関し必要な事項を定めるものとする。（改正後第1条関係）
- 3 教育長は、教育委員会の権限に属する事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができることとする。（改正後第4条第1項関係）
- 4 教育長は、3の事務を臨時に代理したときは、当該事務の処理の状況について、次の教育委員会の会議において教育委員会に報告しなければならないこととする。（改正後第4条第2項関係）
- 5 この規則は、公布の日から施行することとする。

(関係法令)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第25条（事務の委任等）

第1項 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

第3項 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。